

生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾) 主な対象事業者

○ 山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者

支援額: 1店舗・施設あたり最大30万円

No.	対象区分		中規模 (従業員)	主な対象	確認書類
1	飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売(調理を行うもの)、配達飲食サービス業(宅配ピザ屋、仕出し料理、弁当屋、デリバリー専門店)等	法人: 営業許可証、履歴事項全部証明書(申請日から3カ月以内のもの、写し可) 個人: 事業の開業・廃業等届出書
2	小売業	各種商品小売業	50人以下	ミニスーパー(衣食住にわたって小売するもの)等	
3		織物・衣服・身の回り品小売業	50人以下	呉服・服地小売業、寝具小売業、男子服小売業、婦人服小売業、子供服小売業、靴・履物小売業、カバン・袋物小売業、下着類小売業、化粧品小売業、帽子小売業、傘小売業等	
4		飲食料品小売業	50人以下	各種食料品小売業、酒小売業、菓子・パン・ケーキ小売業、アイスクリーム小売業、コンビニエンスストア、牛乳小売業、コーヒー小売業、そう菜屋、駅弁売店等	
5		機械器具小売業	50人以下	自動車小売業、自動車部分小売業、二輪自動車小売業、自転車店、電気機械器具小売業、中古電気製品小売業、その他の機械器具小売業等	
6		その他の小売業	50人以下	家具小売業、ベッド小売業、刃物小売業、日用雑貨小売業、医薬品・化粧品小売業(ドラッグストア)、農業用機械器具小売業、種苗小売業、ガソリン小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品小売業、おもちゃ屋、楽器小売業、時計屋、ホームセンター、花屋、ペット用品小売業等	
7		運輸業	道路旅客運送業	300人以下	
8	その他の教育、学習支援業	社会教育	100人以下	図書館、博物館、美術館、植物園、青少年教育施設、児童自立支援施設等	
9		学習塾	100人以下	学習塾	
10		教養・技能教授業	100人以下	音楽教授業、書道教授業、そろばん塾、英会話教室、スポーツ・健康教授所、スイミングスクール、ヨガ教室、気功術教授所、テニス教室、体操教室、ゴルフスクール、囲碁教室、ダンス教室、料理学校、自動車教習所(各種学校でないもの)等	
11	生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	100人以下	洗濯業、クリーニング業、理容店、銭湯業、エステティックサロン、ボディケア・ハンドケア、ネイルサロン、コインランドリー業等	
12		その他の生活関連サービス業	100人以下	旅行業、衣服裁縫修理業、葬儀業、結婚式場業、結婚相談業、デジタルカメラ写真プリント業、易断所、観光案内業(ガイド)、靴磨き業、ペット美容室、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売さばき業、ハウスクリーニング業等	

上記の他にも、県内において消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者は対象となります。

ただし、①「やまなしグリーン・ゾーン認証」対象業種*に該当する店舗・施設、②すでに「生活関連施設等感染予防対策強化事業支援金」を受給している店舗・施設は支援対象外となります。

*「飲食業(持ち帰り・配達専門を除く)」「宿泊業」「ワイナリー」「酒蔵」「劇場等」「集会・展示施設」「大規模集客施設等」「屋内運動施設」「遊技施設」「遊興施設」「学習塾等」

生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾) 対象機器

【令和4年8月25日以降申請適用分】

機器等	要件等
空気清浄機	HEPAフィルタ(JIS規格で0.3 μ mの粒子に対して99.97%以上の捕集ができるエアフィルタ)によるろ過式で、かつ、風量が毎分5 m^3 程度以上であるもの
サーキュレーター	換気を改善するため設置するもの
二酸化炭素濃度測定器	室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えた場合、窓を開放し換気を実施できるよう、二酸化炭素濃度の値を測定できるもの
換気扇	換気を改善するために設置するもの 既存の換気扇を買い換える場合は、換気量が向上する場合に限りま
その他換気機能を有する機器	購入を希望する機器のカタログ等を準備の上、事務局までお問い合わせください

(留意事項)

- ※ 空調工事や配管工事などの工事費用、機器等のリース・レンタル・保守費用、代引き手数料、役務の提供に要する費用、消費税及び地方消費税は支援の対象となりません。
- ※ 設置する部屋の面積に対して過剰な台数の購入は、対象となりません。
- ※ 消費者、利用者が立ち入らない管理事務所、更衣室、倉庫、従業員専用トイレなどに設置するものは、対象となりません。
- ※ 市場価格を大幅に超える金額での購入は、対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。
- ※ 消耗品は対象となりません。

令和4年7月31日までの申請受付分から変更になっていますのでご注意ください。